

# 名古屋市農業委員会 令和5年第4回総会 議 事 録

- 開催日時 令和5年4月20日（木） 開始：午後2時00分、終了：午後2時38分
- 開催場所 名古屋市役所西庁舎 12階 西12C会議室
- 農業委員出欠

定 数	16 人	在 任 数	15 人
定 足 数	8 人	出 席 数	11 人

別紙「委員出欠状況」のとおり

- 農地利用最適化推進委員出欠  
別紙「委員出欠状況」のとおり
- 事務局職員出席者(課長級以上)  
事務局長、事務局次長、農政課長、東部・緑農政課長、西部・守山農政課長、  
中川農政課長、港農政課長
- その他の出席者（証人、参考人、職員等）  
事務局職員（係長級以下）5人
- 傍聴人 0人 他に 記者数 0人
- 進行

(1) 開会

(2) 事務局職員の紹介

(3) 議案審議

第34号議案 農地法第5条の規定による使用貸借権設定許可申請について

第35号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について

第36号議案 相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願  
について

第37号議案 農用地利用集積計画の決定について

第38号議案 令和5年度事業計画について

(4) 議題

①総会における出席者について

(5) 報告

①農地転用届出等処理報告について

②農地の賃借料情報の提供について

(6) その他

(7) 閉会

## 令和5年第4回総会 委員出欠状況

出席農業委員（10名）

		2番	成田秋義委員
		4番	近藤正俊委員
5番	阪野文明委員	6番	石田正彦委員
		8番	箕浦基伸委員
9番	布目已佐子委員		
11番	横井昭男委員		
		14番	野間利和委員
15番	安井勝春委員	16番	横井庸一郎委員

出席農地利用最適化推進委員（6名）

17番	森國晃委員		
21番	大島誠委員	22番	伊藤正幸委員
		24番	横井慎一委員
25番	木村正男委員		
27番	服部勇夫委員		

令和 5 年第 4 回総会（令和 5 年 4 月 20 日）

開会（午後 2 時 00 分）

農政課長	<p>本日はお忙しい中お集まりいただきありがとうございます。 定刻となりましたので、ただいまより令和 5 年第 4 回総会を始めさせていただきます。</p> <p>それでは、会長の議事進行により会議を進めていただきます。会長、よろしく願いいたします。</p>
議長（会長）	<p>ただいまより、令和 5 年第 4 回総会を開会いたします。</p> <p>本日は、大変お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。</p> <p>それでは、本日の議案といたしまして、第 34 号議案「農地法第 5 条の規定による使用貸借権設定許可申請について」から、第 38 号議案「令和 5 年度事業計画について」までの 5 議案の審議を行います。また、議題を 1 件、報告事項を 2 件予定しております。議事の進行及び議案については、お手元配付の次第のとおりでございます。</p> <p>限られた時間の中ではございますが、十分ご審議いただくようお願いいたします。</p> <p>また、総会終了後、全員協議会を予定しておりますので、よろしく願いいたします。</p> <p>それでは、会議を進めさせていただきます。まず、本日の農業委員のご出席は 15 人中 10 人で、定足数を満たしておりますので、会議が有効に成立しておりますことをご報告いたします。</p> <p>また、農地利用最適化推進委員は 12 人中 6 人のご出席でございます。</p>

次に、本日の議事録署名者は、氏名の 50 音順により、近藤正俊委員及び成田秋義委員の両委員にお願いいたします。

それでは、本日の議事に移りたいと思います。

まず始めに、お願いがございます。総会での発言は、全て議事録に記録しております。発言される場合には、まず、挙手をし、私から指名を受けた上で、必ずマイクを使って発言して下さい。議事録を正しく作成するため、お手数ですがご協力をお願いいたします。

それでは、次第 2 の「事務局職員の紹介」に移ります。

この 4 月の人事異動に伴い、農業委員会事務局職員に一部異動がありましたので、事務局から紹介させていただきます。お願いいたします。

事務局次長

この度、事務局次長となりました石黒と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、お手元の資料、職員名簿をご覧ください。名前の左側に丸がついているのが、新しく就任した職員でございます。

この中で、本日出席しております職員を紹介させていただきます。

まず始めに、私、事務局次長 石黒昭充でございます。

次に、事務局農政係長 齋藤義秀でございます。

次に、東部・緑農政課長 佐藤勇でございます。

次に、西部・守山農政課長 山田隆でございます。

次に、中川農政課長 中村ユリでございます。

また、本日は時間の都合上、紹介を割愛いたしますが、他に2名の新任職員が就任いたしました。今までの職員同様、今後とも、よろしくお願ひ申しあげます。

議長（会長）

ありがとうございました。今後ともよろしくお願ひいたします。

では、議案審議に入ります。

まず、はじめに、第34号議案、農地法第5条の規定による使用貸借権設定許可申請について審議を行います。

議案の報告については、今回も新型コロナウイルス対策として、すべて地区課長より報告してもらうことといたします。

それでは、担当の地区課長からご報告をお願いいたします。受付番号4-6について、港農政課長、お願いいたします。

港農政課長

受付番号4-6につきまして、担当委員さん及び事務局職員とで、4月6日に調査した結果を報告します。

転用の内容は分家住宅を建設するものです。借受人は、結婚を機に親元近くに住み、農業の手伝いをしたいと考え、父親の持つ農地を他筆と一体利用の上転用し、住宅建築をするため申請に及んだものです。

申請に係る農地、港区新茶屋五丁目の1筆は、農地区分が3種農地の田で、現況地目は雑種地となっており、現在、未利用となっています。そのため、始末書を提出してもらい、現地調査の前に、貸出人本人との面談を行いました。当該農地は、30年以上前に隣接地に住んでいた貸出人の亡くなった母が田を埋め立て、一部畑として利用していましたが、多くは未利用地の状態となっていました。今後は、農地法を順守し、分筆した

残りの1筆は畑として利用する旨を確認しました。

申請地の周囲の状況は、東側及び西側及び南側は雑種地、北側は道路であり、周辺農地への被害防除には配慮することです。

事務局で、他に適当な土地が無く、必要最低限の面積に分筆していること、住宅都市局にも相談し、開発許可の取得見込みとなっていることを確認しております。また、茶屋後土地改良区の意見書・排水同意書があり当該転用事業は土地改良事業に支障がないものと考えられます。

以上、調査の結果、追認で許可をするについて、やむを得ないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

議長（会長）      ありがとうございます。ただ今の報告について、何かご意見はございますか。

特にないようです。それでは、第34号議案の案件については、許可してよろしいか、お諮りいたします。

委員                異議なし。

議長（会長）      ご異議なしと認め、第34号議案の案件は、許可することといたします。

次に、第35号議案、生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について審議を行います。

それでは、担当の地区課長からご報告をお願いいたします。受付番号1-12について、東部・緑農政課長、お願いいたします。

東部・緑農政課長	<p>受付番号 1-12 の農地について、担当委員さんと事務局職員で、4月4日に、現地調査した結果を報告します。</p> <p>受付番号 1-12 願い出の農地の、名東区高針荒田の1筆には、ミカンなどが、同1筆には、ミカンやスイートコーンが、同1筆には、ミカンが、天白区梅が丘一丁目の1筆には、柿が、それぞれ栽培されており、昨年お亡くなりになるまで、主たる従事者として、農地を良好に管理されていたことを確認しました。</p> <p>以上につきまして、何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。</p>
議長（会長）	<p>ありがとうございました。次に、受付番号 2-14 について、西部・守山農政課長、お願いいたします。</p>
西部・守山農政課長	<p>受付番号 2-14 の農地について、4月5日に担当の委員さんと事務局とで現地調査した結果を報告します。</p> <p>受付番号 2-14 は畑で、保全管理されていきました。</p> <p>申請者の夫がお亡くなりになるまでは、主たる従事者として農地を良好に管理されていたことを確認いたしました。</p> <p>何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。</p>
議長（会長）	<p>ありがとうございました。次に、受付番号 3-9 から 3-11 について、中川農政課長、お願いいたします。</p>
中川農政課長	<p>受付番号 3-9 から 3-11 の農地につきまして、4月4日に担当の委員さんと事務局職員とで現地調査をしましたので、結果をご報告いたします。</p>

受付番号 3-9 の中川区万場五丁目の 1 筆の畑は、耕作準備中であり、昨年お亡くなりになるまで、主たる従事者として、農地を良好に管理されていたことを確認しました。

受付番号 3-10 の中川区富田町大字千音寺字猪ノ木始め 9 筆は、現在区画整理中につき作止め中であり、昨年お亡くなりになるまで、主たる従事者として、農地を良好に管理されていたことを確認しました。

受付番号 3-11 の中川区大当郎 2 丁目の 2 筆の畑は、願出者の長男が「うつ病」を患ったことにより農作業が不可能になったことを受け、主たる従事者の証明願いが出されたものです。なお、病状については、医師の診断書と本人との面談により事務局が確認しております。

以上、証明することにつき何ら問題はないと思いますので、ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（会長）

ありがとうございました。ただ今ご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。

特にないようです。それでは、第 35 号議案の案件については、証明してよろしいか、お諮りいたします。

委員

異議なし。

議長（会長）

ご異議なしと認め、第 35 号議案の案件は証明することといたします。

次に、第 36 号議案、相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について審議を行います。

本議案には、成田委員ご本人に関する案件が含まれております。農業委員会等に関する法律第 31 条に規定する「議事参与

の制限」のため、成田委員は、この案件の審議には参与できません。成田委員におかれましては本案件審議中のご発言は控えていただきますようお願いいたします。

それでは、担当の地区課長からご報告をお願いいたします。受付番号 1-66 から 1-69 について、東部・緑農政課長、お願いいたします。

東部・緑農  
政課長

受付番号 1-66 から 1-69 の農地について、担当委員さんと事務局職員で、4月4日に、現地調査した結果を報告します。

受付番号 1-66 には、ミカンなどが、栽培されており、引き続き農業経営されていることを確認しました。

受付番号 1-67 には、大根やタマネギなどが、栽培されていました。

受付番号 1-68、天白区天白町大字野並字北沢の 2 筆には、一体で、大根やニンジン、タマネギなどが、同 1 筆には、タマネギやニンジンが、同 1 筆には、大根や白菜などの野菜がそれぞれ栽培されていました。

野並四丁目の 2 筆には、一体ではっさくなどが、同 2 筆には、一体でキンカンなどが、それぞれ栽培されていました。

受付番号 1-69、天白区植田山四丁目の 2 筆には、一体で栗や梅が、同 1 筆には、大根やネギなどの野菜が、同 2 筆には、一体でイチジクや梅がそれぞれ栽培されていました。

いずれも、畑や果樹畑として良好に管理されており、引き続き農業経営されていることを確認しました。

何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議長（会長）

ありがとうございました。次に、受付番号 2-37 から 2-39 について、西部・守山農政課長、お願いいたします。

西部・守山  
農政課長

受付番号 2-37 から 2-39 について、4 月 5 日に担当の委員さんと事務局とで現地調査した結果を報告します。

受付番号 2-37 は、田で、水稻収穫後、起耕済みでした。

受付番号 2-38 は、2 筆とも畑で、タマネギ、ニンニク、エンドウ等が作付けされていました。

受付番号 2-39 は、2 筆とも、愛知県により、公共施設を設置する区域として指定されており、現在は保全管理中となっています。

いずれの農地も願出者が引き続き農業経営を行っていることを確認し、何ら問題は無いと思っておりますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議長（会長）

ありがとうございました。次に、受付番号 3-24 から 3-26 について、中川農政課長、お願いいたします。

中川農政課  
長

受付番号 3-24 から 3-26 の農地につきまして、4 月 4 日と 5 日に担当の委員さんと事務局職員とで現地調査しましたので、結果をご報告いたします。

受付番号 3-24 の中川区大当郎一丁目の 2 筆の畑には、ネギ、ニンジン、大根、エンドウなどが作付けされており、良好に管理されていました。

受付番号 3-25 の中川区打中一丁目の 1 筆の畑には、ジャガイモ、ネギ、タマネギなどが作付けされており、良好に管理されていました。

受付番号 3-26 中川区富田町大字千音寺字下前田畔始め 11 筆は、現在区画整理中につき作止め中でした。

以上、証明することにつき、何ら問題はないと思いますので、ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（会長） ありがとうございます。ただ今ご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。

特にないようです。それでは、第 36 号議案の案件については、証明してよろしいか、お諮りいたします。

委員 異議なし。

議長（会長） ご異議なしと認め、第 36 号議案の案件は証明することといたします。

次に、第 37 号議案、農用地利用集積計画の決定について審議を行います。こちらは、利用権設定の案件となります。

この議案につきまして、事務局から補足説明があります。

事務局、お願いします。

農政係長 それでは、第 37 号議案について補足説明いたします。

令和 5 年 4 月 1 日付けで農業経営基盤強化促進法が改正され、法第 18 条の「農用地利用集積計画の作成」についての規定が削除されました。

しかしながら、経過措置として 2 年間は農用地利用集積計画の作成が可能という取り扱いとなりましたので、総会におきましては、従前の要件に基づきご審議いただくものになります。

10 ページに参考条文をつけておりますので、参考にしていただければと思います。以上です。

議長（会長）

ありがとうございました。

審議のポイントとして、配付資料①をお配りしていますので、合わせてご覧ください。

それでは、9 ページの農用地利用集積計画案の第 1 号について、中川農政課長、お願いいたします。

中川農政課長

農用地利用集積計画案の令和 5 年度第 1 号の農地につきまして、4 月 6 日に担当の委員さんと事務局職員とで面談を行いましたので、結果をご報告いたします。

本件は、新規就農希望者が農地を借り受け、野菜を作付けしたいと希望され、所有者との間で合意に至り、使用貸借権による 3 年間の利用権設定の申請がされたものです。

申請地である中川区福島三丁目の 1 筆の畑は、現在耕作準備中の状態でした。

申請者は体験農園で 3 年ほど技術習得すると共に令和 4 年度「ベジファーマー養成講座」を受講し、露地野菜栽培や農業機械の取り扱いなどを学んだのち、農地を探す中で本申請に至ったとのことです。また、申請地においては、トマトやオクラ、キュウリ、ニンジン、タマネギなどを作付け予定とのことでした。これらの内容から、申請者は申し出の農地を効率的に利用する意欲ある者と思われれます。

設定する利用権は、使用貸借権であり、配布資料①に記載のとおり、名古屋市の定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に適合しております。

以上のことから、この利用権設定により、農地の有効利用につながるものと考えますので、ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議長（会長）

ありがとうございました。ただ今ご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。

それではここで、第 37 号議案の議決の案を読み上げさせていただきます。8 ページをご覧ください。

農用地利用集積計画の決定について

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条第 1 項および同法による改正前の農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下「旧法」という。）第 18 条第 1 項の規定により、名古屋市が農用地利用集積計画（以下「計画」という。）を定めるにあたり、名古屋市長から「農用地利用集積計画（案）の作成について（依頼）」により依頼があったことについては、名古屋市が作成した案のとおり定めることにつき差し支えない旨、決定する。

理由としましては、当該計画において利用権の設定を受ける者は、旧法第 18 条第 3 項に掲げる要件の全てを備えることとなると認められるため、です。

それでは、第 37 号議案について、案のとおり回答してよろしいか、お諮りいたします。

委員

異議なし。

議長（会長）

ご異議なしと認め、第 37 号議案につきましては、案のとおり名古屋市長あて回答いたします。

安井（勝）

1 件伺いたいと思います。申請者の方、どうやってお知りにな

委員	<p>なったんですか。農地バンクですか、名古屋市のホームページで。何でこの土地をお知りになったのか、ちょっとお伺いしたいんですけど。</p>
中川農政課長	<p>探してるときに、たまたまと聞いておりますが、農地バンクではないとは聞いておりますけれども、特段何かそういうものを見たとは聞いてはないんですけど。</p>
議長（会長）	<p>自分でお調べになったってことですかね。</p>
中川農政課長	<p>そうですね、自分でお調べになったと。</p>
議長（会長）	<p>よろしいですか。では次に進めさせていただいてよろしいでしょうか。</p>
農政係長	<p>第 38 号議案、令和 5 年度事業計画について、です。</p> <p>それでは、事務局から説明をお願いいたします。</p> <p>それでは、第 38 号議案についてご説明いたします。</p> <p>なお、第 38 号議案はお持ち帰りいただけるよう別にホチキス止めした資料になっております。</p> <p>始めに、令和 4 年度の事業内容について報告をさせていただきますので、17 ページ、右肩に「参考」とあるページをご覧ください。</p> <p>「1 総会」でございます。17 ページから、19 ページにかけて総会の開催状況をお示ししております。議案等につきましてはご覧のとおりでございます。</p> <p>(2) をご覧ください。総会における「議案の審議件数」でございます。20 ページにかけて、議案の事項ごとに、件数をお</p>

示いたしました。

(3) につきましては、届出などの処理報告につきまして、事項ごとに件数をお示いたしました。

次に、21 ページ「2 意見の提出」でございます。

市長始め、関係の各行政機関、団体に対しまして、農業委員会として意見を提出いたしました。

次にその下「3 運営委員会」でございます。

開催状況について、お示いたしました。

次に 22 ページの「4 研修」でございますが、令和 5 年 2 月 13 日に農業者との意見交換を実施いたしました。

最後に、「5 その他」でございます。

令和 4 年 5 月 31 日に全国農業委員会会長大会をはじめ、農業会議主催の会議が開催されました。

以上が、令和 4 年度の事業報告でございます。

それでは、15 ページの事業計画（案）についてご説明いたします。

まず、「1 総会」でございます。

総会につきましては、原則として毎月 20 日の開催としておりますが、5 月と 1 月については 25 日となっております。

また、9 月につきましては、改選前に委員の皆さまに審議を行っていただきたいため、任期前の 15 日に総会を開催します。

なお、記載はありませんが、改選後の 9 月下旬に任命式のための臨時総会を開催する予定です。詳細につきましては、決まり次第、関係者の方にご連絡いたします。

総会の開催場所については、全日程こちらの西 12C 会議室

で行います。今後、事情で開催場所の変更がありましたら、その際ご連絡いたします。

開催時刻は、午後2時で予定しておりますが、総会後に別の予定がある場合などは変更することがありますので、ご了承ください。

その他必要に応じて随時開催する可能性がありますので、ご承知おきください。

裏面をご覧ください。「2 研修」でございます。

9月下旬から新しい体制となりますので、10月頃に新任研修を予定しております。

また、農業者との意見交換を、昨年度と同様、2月頃を予定しております。

次に、「3 最適化活動の活動目標」でございます。

昨年度、農水省から「農業委員会の最適化活動の推進」についての通知を受け、名古屋市農業委員会として、地域の実情を勘案して、活動日数を8日に設定いたしました。今年度も同様に月の活動日数を月8日に設定したものでございます。委員の皆様におかれましては、日常の「農地の見守り活動」「農家のお知り合いの方への声かけ活動」等をされた際は、記録簿に記入していただきますようお願いいたします。

最後に、「4 その他」でございます。

全国農業会議所等の主催によるご覧の各種会議が予定されております。

以上が、令和5年度事業計画（案）でございます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長（会長）

ありがとうございました。ただ今ご説明いただきましたが、何かご意見、ご質問等はございますか。

特にないようです。それでは、第 38 号議案の事業計画については、案のとおり承認いただいでよろしいか、お諮りします。

委員

異議なし。

議長（会長）

ありがとうございます。第 38 号議案の事業計画は承認されました。

本日予定しました議案は以上でございます。

続きまして、議題に移ります。

議題「総会における出席者について」でございます。

左肩に議題とあります、「総会における出席者について(案)」という資料をご覧ください。

現在、新型コロナウイルス感染防止の観点から、令和 2 年 5 月以降、特例対応として出席委員を 2 グループに分け、総会を開催している状況でございます。

しかしながら、社会における新型コロナウイルス感染症対策が緩和され、様々な分野で、徐々に従来の活動を行えるようになってきており、そうした社会の変化を受け、4 月 10 日の運営委員会において、今後の総会の体制について検討を行いました。

結果、総会の出席者については、従前のとおり全委員が出席し、審議を行うことが適正であるという結論に至りました。

ただし、手指の消毒や室内の換気等、基本的な感染症対策は引き続き実施し、感染防止に努めていくことは変わりません。

この案につきまして、何かご意見やご質問はございますか。

特にないようです。それでは、議題については、案のとおり決定してよろしいか、お諮りいたします。

委員

異議なし。

議長（会長）

ご異議なしと認め、議題については、案のとおり決定いたします。

続きまして、報告に移ります。

報告（1）「農地転用届出等処理報告」について事務局、お願いいたします。

農政課長

それでは、令和5年3月1日から令和5年3月31日までに、名古屋市農業委員会事務局長以下代決規程に基づき、事務局が処理した案件につきまして、ご報告させていただきます。

まず、1ページから9ページにかけまして、農地法第3条の3の規定による届出が14件

続いて、10ページから36ページにかけまして、農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出が80件

続いて、37ページから85ページにかけまして、農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出のうち所有権移転に係るものが131件

続いて、86ページから92ページにかけまして、同じく、農地法第5条転用届出のうち賃借権設定に係るものが17件

続いて、93ページから98ページにかけまして、同じく、農地法第5条転用届出のうち使用貸借権設定に係るものが16件

続いて、99 ページですが、農地の競売・公売に関する買受適格証明願が 1 件

続いて、100 ページですが、転用届出に係る取消願が 1 件

続いて、101 ページですが、転用届出に係る訂正願が 2 件

続いて、102 ページですが、農地改良届が 1 件

それぞれ受理いたしております。報告は、以上でございます。

議長（会長）

ただ今の報告で、何かご質問等はございますか。

特にないようです。

続きまして、報告(2)「農地の賃借料情報の提供」について、事務局より報告をお願いします。

農政係長

それでは、報告 2 の資料をご覧ください。

報告 2 は、農地法第 52 条に基づく、農業委員会による農地の賃借料の情報提供についてでございます。

裏面をご覧ください。

この取扱につきましては、「参考 1 賃借料の算定」に掲げられているように、特殊な事例を除き、契約事例が 5 件以上無い場合、本市農業委員会としては情報提供を行わず、愛知県における賃借料水準を参考情報として提供することを、平成 25 年の総会で申し合わせしております。

令和 4 年 1 月から同年 12 月までに締結された事例は、利用権の賃貸借による 3 件にとどまりました。

従いまして、本市農業委員会として賃借料の情報提供は行わ

ず、参考として愛知県の賃借料水準を本市ホームページにおいて公表することといたします。以上でございます。

議長（会長）

ただ今の報告で、何かご質問等はございますか。

特にないようです。

それでは、以上をもちまして、令和5年第4回総会を閉会いたします。議事進行にご協力いただきましてありがとうございました。